

コメント

第2報告「アイルランドなど欧州における
農作業安全対策と労働補償の取り組み」

第3報告「韓国の農作業安全対策と
農災保険対策の取り組み」

神奈川県JAはだの 宮永 均

1.June.2023

◆山田報告（第2報告）：省庁の横断的な取組みと教育

- ・農作業安全対策は、「**農業省**」が役割を果たしてきたが、「**安全衛生局（HSA）**」が職場安全について法的な責任を負い、「**農作業安全担当大臣**」が農作業安全の指揮官として活躍している。
- ・省庁の垣根を越えた専門の仕組みをつくり、農家の農作業安全意識を変えるためにあらゆる機会を通じて、**研究・教育を充実**しようと努めている。
- ・過去10年間の平均20人／年間で農作業事故による死亡者を10人まで減少させている。



- ・ナッジ理論に基づく「**農家の農作業安全意識啓発**」
- ・農業大学などの「**農業教育のなかで農作業安全の大切さを必須科目**」
- ・政策として「**政府機関が農地巡回や監査を実施**」



◆金・崔報告（第3報告）：国の徹底した指導と支援

- ・2016年に施行された「農漁人安全保険法」により農作業安全災害予防事業の法的根拠が用意され、農業振興庁・自治体が中心になって取り組まれている。
- ・農作業安全災害予防推進強化法により2027年までに取り組むべき安全災害予防研究開発、技術普及指導などの具体的な計画策定がある。
 - （1）安全災害予防研究開発
 - （2）技術普及・指導
 - （3）教育・広報
 - （4）専門人材養成 …分野別に詳細推進計画をしている。
- ・国を挙げての横断的な取組みにより、農業労働保険加入率80%（全国平均36.60%「農民数231万4064人：加入者84万7000人」）と高水準な畜産農協もある。これは自治体の農業労働保険料のうち50%助成が後押ししている。
- ・農業現場で活動する380人余りの「農業人安全教育リーダー養成計画」がある。



◆結果

●アイルランドの事例から

- ・省庁の横断的な取組みと教育の重要性

＜農家の意識改革＞ 政府主導によるナッジ理論に基づく

「農家の農作業安全意識啓発」の推進」

＜教育＞ 大学農学部・農業大学校で農作業安全を必須科目

＜政策＞ 政府機関による巡回指導や監査

●大韓民国の事例から

- ・農村振興庁が法的委任業務を推進し、関連部署による「労働災害予防研究」・「指導教育」を実践

＜農作業安全災害予防推進強化法＞ 2027年度までの具体的計画に基づく実践

＜保険料＞ 自治体の負担保険料50%助成

